

平成 25 年度

バン格拉デシュ会社法調査

2014 年 3 月

独立行政法人日本貿易振興機構

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

ダッカ事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書に記載された情報は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ムンバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所 KHAITAN&CO に作成委託し、2014年3月に入手した情報に基づくものでありその後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ダッカ事務所
E-mail：BAD@jetro.go.jp

JETRO

はじめに

バングラデシュの法体系は、英国法に基づくものであり、英国法や、インド法の影響を受けながら発展してきたものである。バングラデシュの法制度については、法令の内容自体が不明確であったり、関連する政省令の整備がなされていない分野も少なからず存在し、その運用についても不明確な点も多い。特に、外国投資家の予測可能性の確保という点からは、いまだ改善すべき点が山積している。これらの点に加えて、会社法他ビジネス関連法令に関する情報は、他のアジア新興国と比較しても限られており、バングラデシュ進出を検討する日系企業が十分に情報を収集することは必ずしも容易ではなかった。

本報告書は、バングラデシュ会社法および日本企業がバングラデシュ進出を検討する際に実務上問題となることの多い事項について、できるだけ平易な形でとりまとめるように努めた。内容については、もっぱら、バングラデシュ会社法の英訳¹、バングラデシュ現地法律事務所のコメント、さらには、執筆者がこれまでに関与した案件を通じて得た知見を基にしている。可能な限りの正確性を期しているが、バングラデシュの法制度については、上記のとおり不明確な点が多々存在する。そのため、実際の法令解釈にあたっては、本報告書と異なる解釈がとられる可能性がある点にご留意いただき、実際に進出を検討する際には、具体的事案に基づき専門家に相談するなどして手続きを確認するようにしていただきたい。

なお、本レポートは、森・濱田松本法律事務所の関口健一弁護士に執筆をお願いし、同法律事務所アジアプラクティスグループの小松岳志弁護士（シンガポールオフィス共同代表）、早川翔弁護士、ならびにバングラデシュの現地法律事務所（FM Associates）の協力を得て作成したものである。

本報告書が、バングラデシュで現在事業を行っている日本企業、および、バングラデシュ進出を検討する日本企業の一助となれば幸いである。

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ダッカ事務所

¹ BOI（バングラデシュ投資庁）のウェブサイトには、主要なビジネス法令が掲載されており（http://boi.gov.bd/?option=com_businesslaws）、本調査においても、同サイト掲載の英訳を参照した。

目次

第 1 章	現地法人以外の事業拠点の特徴、設立・閉鎖方法など	1
第 1	概要	1
第 2	支店・駐在員事務所・連絡事務所の事業活動の範囲	2
1	支店	2
2	駐在員事務所・連絡事務所	3
第 3	設立手続き	3
第 4	閉鎖手続き	5
第 2 章	会社の種類・設立	8
第 1	会社の種類および特徴	8
1	概要	8
2	公開会社に対する規制	9
3	会社の種類の選択	10
第 2	会社の設立	11
1	概要	11
2	必要手続き	11
第 3 章	株式	15
第 1	概要	15
第 2	新株発行	15
1	新株発行の手続き	15
2	現物出資	16
第 3	株式譲渡	17
第 4	ストックオプション	18
第 5	自己株式の取得	18
第 6	株式分割	19
第 4 章	会社の組織	20
第 1	株主および株主総会	20
1	株主	20
2	株主総会	21
3	少数株主権・単独株主権	24
4	その他	26
第 2	取締役および取締役会	26

1	取締役	26
2	取締役会	30
3	マネージング・ディレクター	31
第 3	監査役	33
1	監査役の意義・員数	33
2	監査の選任および解任並びに任期	33
3	監査役の適格要件	34
4	監査役の権限および責任	34
5	監査役の報酬	35
第 4	秘書役	35
第 5	その他	37
第 5 章	配当およびロイヤリティ	38
第 1	利益配当	38
第 2	ロイヤリティ	38
第 6 章	会社法に基づく文書の作成・備置	40
第 1	書類作成・備置義務	40
第 2	作成・備置すべき主な書類	40
1	会計帳簿・計算書類	40
2	各種議事録	41
第 3	その他作成・備置すべき書類	42
第 7 章	組織再編	43
第 8 章	清算	45
第 1	概要	45
第 2	各手続きの特徴	45
1	裁判所による清算の手続き	45
2	任意清算の手続き	47
3	裁判所の監督下における手続き	51

凡例

- 1 本文中に、条文番号のみが記載されているものは、特に注記のない限りすべて1994年バングラデシュ会社法（Companies Act, 1994）の条文である。
- 2 本報告書における法令、ガイドライン、機関などの名称は、いずれも公定訳ではないため、正式名称は英文の表記に従う。
- 3 本文中の用語は、本文中に定義されるほか、以下の定義に従う。
 - ・ BOI
Board of Investment of Bangladesh
 - ・ バングラデシュ銀行
Bangladesh Bank
 - ・ バングラデシュ会社法
Companies Act, 1994
 - ・ 外国為替管理法
Foreign Exchange Regulation Act, 1947
 - ・ 外国為替取引ガイドライン
Guidelines for Foreign Exchange Transactions
 - ・ 商業登記所
Register of Joint Stock Companies & Firms
 - ・ BSEC
Securities and Exchange Commission of Bangladesh

第1章 現地法人以外の事業拠点の特徴、設立・閉鎖方法など

第1 概要

日本企業を含む外国投資家がバングラデシュに事業拠点を設立する場合、①現地法人（Company）、②支店（Branch）、③駐在員事務所（Representative Office）または④連絡事務所（Liaison Office）²の4種類の形態が考えられる。

現地法人（Company）とは、バングラデシュ会社法に基づき設立された会社を指し、設立方法や登記方法、その運営・撤退などについて、バングラデシュ会社法に規定が存在する。一方、現地法人以外の事業拠点（②支店、③駐在員事務所、④連絡事務所）は、BOIの承認を得て設立されるものであり、設立方法や登記方法、その運営・閉鎖などについては、バングラデシュ会社法には特段の規定は存在せず、BOIガイドライン³の規定に従うことになる。

現地法人とそれ以外の事業拠点の最大の違いは、その事業活動の範囲である。すなわち、現地法人は、後記第2-1記載の外資規制や、個別の業法（銀行業法、保険業法など）による制限を除けば、事業活動の内容に特段の制限がないのに対し、支店は、後記第2-1のとおり、事業活動の内容に一定の制限があり、駐在員事務所・連絡事務所については、後記第2-2のとおり、バングラデシュで利益を得ることは認められておらず、利益を稼得するための事業活動を一切行うことができない。

現地法人以外の事業拠点の設立手続きおよび閉鎖手続きは、後記第3および第4で詳述するとおり、共通する点が多い。

本報告書の目的は、バングラデシュ会社法の解説にあるが、参考として、本章では会社以外の事業形態である支店、駐在員事務所、連絡事務所について、その活動範囲、設立方法および閉鎖方法などの概略を述べる。バングラデシュ会社法についての解説は、第2章以下を参照されたい。

² 駐在員事務所および連絡事務所は、許可されている活動や特徴が似通っており、駐在員事務所および連絡事務所の設立方法などを定めるBOIガイドラインにおいても、両者は実質的に同一の規則が適用されることとなっている。

³ - Guidelines – 2011 for granting permission for establishing / opening of branch, liaison & representative office of foreign companies in Bangladesh and issuing work permit of foreign national(s)（以下「支店・駐在員事務所等開設ガイドライン」という。）

第2 支店・駐在員事務所・連絡事務所の事業活動の範囲

1 支店

支店について、バングラデシュの法令上明確な定義は定められていないが、支店とは、一般に、外国会社の一部として、外国会社と同一の事業活動を営む事業形態を指すと解されている。

支店は、駐在員事務所・連絡事務所と異なり、利益を稼得するための事業活動を行うことも認められているが、その事業活動は、バングラデシュ銀行およびBOIによる支店開設許可証により許可された範囲に限定される。従って、当初の支店開設許可証に記載されていない新たな事業活動を行う場合には、別途、BOIから新たな許可を取得する必要がある点に留意する必要がある。また、支店は外国会社の一部であり、外国会社が100%出資する会社と実質的には同様とみなされることから、バングラデシュの外資規制の対象となっており、外国投資家の出資割合が一定の比率に制限されている事業分野について、外国投資家が支店の形態で事業活動を行うことは認められていない。

[実務上の留意点]

Q： バングラデシュの外資規制の概要を教えて欲しい。

A： バングラデシュにおいて、外資規制は、2010年国家産業政策（National Industrial Policy, 2010）に定められている。国家産業政策では、①4の禁止業種（reserved industries）⁴、および、②17の規制業種（controlled industries）⁵が定められている。禁止業種については、外国投資家による直接投資は一切認

⁴ 武器・弾薬などの軍事産業、原子力、有価証券の印刷および造幣、森林保護区における植林および伐採に関する産業などが挙げられる。

⁵ 深海での漁業、金融業、保険業、電力事業、天然ガス・石油・石炭その他の鉱物資源の採掘・供給事業、大規模なインフラ事業（高架・高速道路、モノレール、経済区域、内国輸送・倉庫に関連する事業など）、原油の精製（潤滑油のリサイクル・精製）、天然ガスその他の鉱物資源を使用する中規模および大規模な工業、通信事業（携帯電話、固定電話）、衛星サービス、航空輸送業、海運業、港湾業、VOIP/IP 電話サービス、沿岸部で採取される重金属を使用する工業が挙げられる。

められておらず、規制業種については、政府の定める一定の出資比率⁶の範囲内で出資が認められている。

Q： 国家産業政策で定めるもの以外には、外資規制は存在しないか。

A： 国家産業政策は、上記のとおり、4の禁止業種と17の規制業種を掲げるが、これらのリストがいわゆるネガティブリスト方式（当該リストに記載されていない事業分野については、外国投資家による直接投資を自由に行なうことができる方式）であるか否かは明確ではない。例えば、国家産業政策の外資規制のリストには含まれない一部のサービス業について、2012年9月に、裁判所によって、BOI、バングラデシュ銀行、商業登記所などの政府機関に対して、支店開設許可、送金許可、登記などを差し止める旨の命令がなされるなどの事例も報告されている。そのため、自社の事業分野が国家産業政策の外資規制のリストに含まれない場合であっても、具体的な出資比率の決定にあたっては、そのほかの事実上の障害などの有無を慎重に確認することが望ましい。

2 駐在員事務所・連絡事務所

駐在員事務所・連絡事務所は、支店・駐在員事務所等開設ガイドラインにより、バングラデシュで利益を得ることは認められておらず、利益を稼得するための事業活動を一切行うことができない。支店・駐在員事務所等開設ガイドラインによれば、駐在員事務所・連絡事務所が行うことのできる事業活動は、本社とバングラデシュの現地のエージェント、ディストリビューターなどとの連絡や、開設許可証に記載された事業目的に関する情報の収集（バングラデシュにおける市場調査、事業パートナーの調査）などに限られる。

第3 設立手続き

支店・駐在員事務所・連絡事務所の設立手続きは、いずれも外国為替管理法18B条1項・支店・駐在員事務所等開設ガイドラインに基づき、ほぼ

⁶ なお、バングラデシュでは、すべての事業分野における外資規制を一覧化したガイドラインは存在しない。そのため、個別の事業分野における具体的な外資規制の内容（出資比率などの条件）を確認するためには、個別に所管省庁に確認を行うなどの対応が必要となる。

同様の手続きによって進められる。支店および駐在員事務所・連絡事務所の設立にはバングラデシュ銀行およびBOIの承認が必要であり、これらの事業拠点の設立を望む外国投資家は、下記の申請書類をバングラデシュ銀行およびBOIに提出し、バングラデシュ銀行およびBOIの認可を受ける必要がある。申請書類一式は、本社所在国（日本企業の場合には日本）のバングラデシュ大使館、高等弁務官事務所、本社所在国の商工会議所による認証が必要となる。また、バングラデシュは外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）の加盟国ではないため、日本語で作成されている書類については、原則として、英文翻訳を行った上で、公証人の認証を取得し、外務省による公印確認を経る必要がある。

〈申請書類等〉

- ① 適切に記入、署名、捺印された申請書
- ② 本社の基本定款（Memorandum of Association）および附属定款（Articles of Association）
- ③ 本社の設立証明書
- ④ 本社取締役または本社発起人の氏名および国籍
- ⑤ 前年度の監査済会計報告書
- ⑥ バングラデシュでの支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設に係る本社の取締役会決議議事録
- ⑦ 新組織図（外国人およびバングラデシュ人が就任予定の役職を記載）
- ⑧ 事業拠点での活動内容

申請書および上記の申請書類をバングラデシュ銀行およびBOIへ提出してから、通常約2～3週間で支店・駐在員事務所・連絡事務所の設立が認可される。

かかる認可を受けた後、商業登記所において、支店・駐在員事務所・連絡事務所の設立登記を行う。

また、支店・駐在員事務所・連絡事務所についても、会社と同様、国家歳入庁（National Board of Revenue）から納税識別番号（TIN）を取得することが必要となる。

〔実務上の留意点〕

Q： 支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設当初の費用について何か規制はあるか。

A： 支店・駐在員事務所等開設ガイドラインでは、支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設許可を得てから2ヶ月以内に、設立費用およ

び当初6ヶ月の運営費用として、最低5万USドルをバングラデシュに送金する必要があるとされている。

Q： バングラデシュの支店・駐在員事務所・連絡事務所から、本国への海外送金について何か規制はあるか。

A： 支店が、バングラデシュで稼得した利益を海外に送金するためには、開設許可証の定めに従い、関係省庁間会議⁷の承認を得る必要がある。他方、駐在員事務所および連絡事務所は、バングラデシュで利益を稼得することが予定されていないため、事業に必要な資金はすべて本社からの送金によりまかなう必要があり、本社からの送金の余剰分を除き、海外への送金は認められていない。

Q： 支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設許可について、有効期間の定めはあるか。

A： 支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設許可は、有効期間の定めがあるのが通常である（当初の有効期間は3年であり、その後、2年間の延長が認められるのが通常である。）。その場合、有効期間満了の2ヶ月以上前に、必要書類をBOIに提出し、開設許可の更新を求める必要がある。

第4 閉鎖手続き

支店・駐在員事務所・連絡事務所を閉鎖する手続きについてもBOIガイドラインに基づき、ほぼ同様の手続きによって進められる。支店・駐在員事務所・連絡事務所の閉鎖にはBOIの承認が必要であり、各事業拠点を閉鎖する外国投資家は、申請書を会社の公式レターヘッドに印刷の上、BOIに提出する。当該申請書には下記の事項を記載または添付しなければならない。

〈申請書類等〉

- ① 従業員の名簿
- ② 事業拠点の閉鎖についての本社による取締役会決議議事録
- ③ 納税完了証明書（tax clearance certificate）または最新の納税領収証
- ④ BOIによる承認の写し

⁷ バングラデシュ銀行およびBOIの役職員により構成される。

- ⑤ バングラデシュ銀行による支店・駐在員事務所・連絡事務所の開設許可証
- ⑥ 外国人従業員の労働許可証、バングラデシュ銀行による支店・駐在員事務所・連絡事務所における雇用許可証

以上の手続きを経て、BOIから、支店・駐在員事務所・連絡事務所の閉鎖の承認を受けた後、バングラデシュ国内から外国本社へ利益もしくは残余財産の送金を行うには、バングラデシュ銀行が規定する手続きに従う必要がある。

また、上記手続きとは別途、労働許可を取得して支店・駐在員事務所・連絡事務所で就業していた外国人従業員について、以下の手続きを行う必要がある。

- ① BOI に対する労働許可の取消申請
- ② バングラデシュ税務当局への所得申告書の届出
- ③ バングラデシュの公安調査庁および公安部への労働許可の取消

支店・駐在員事務所・連絡事務所の閉鎖手続きに要する期間は、一般的に2ヶ月程度であり、現地法人の清算手続きと比較してより短期間に実施できることが多い。

ただし、上記の一連の手続きのうち、特に、納税完了証明書については、税務当局からその発行を受けるために一定の期間がかかることが多いため、事業拠点の閉鎖を決定した場合には、直ちに納税完了証明書の取得手続きに入ることを望ましい⁸。

⁸ 事業拠点の閉鎖手続きは、開設許可の有効期限内に行うことが望ましいが、当該有効期限内にすべての必要書類の提出が完了しない場合であっても、遅延に合理的な理由があれば、閉鎖手続きを完了できると解されている。

第5 現地法人と比較した場合の支店・駐在員事務所・連絡事務所による事業進出のメリット・デメリット

以上で概説した点を含め、外国投資家がバングラデシュへ進出する際の進出形態を検討する際の主要な考慮要素は下表のとおりである。

項目	現地法人	支店	駐在員事務所・連絡事務所
主な機能 活動範囲	- 現地での事業活動 - 事業活動の制限なし	- 現地での事業活動 - 支店開設許可証の範囲内かつ外資規制上外資100%の出資が認められる範囲に限る	- 本社との連絡拠点 - 利益を稼得するための事業活動不可
手続き	設立、撤退（清算手続き）の手続きが煩雑	- 設立手続き、撤退の際の手続きが容易 - 監査の負担が小さい	支店よりさらに設立、撤退が容易
外国送金	海外送金可（ただし、ロイヤリティなど一定の制限あり）	開設許可の範囲内でのみ可	原則として海外送金不可
税制 ⁹	- 銀行、保険会社、金融会社、携帯電話会社以外 上場会社：27.5% 非上場会社：37.5% - 銀行、保険会社、金融会社：42.5% - 携帯電話会社：45%（IPOで最低10%以上の株式を売り出した場合には、35%）	バングラデシュ国内源泉所得に対して課税：37.5%	毎年5,000タカが定額で課税されるほかは、原則として課税なし¹⁰

⁹ BOI Handbook & Guidelines による。

¹⁰ ただし、駐在員事務所が利益を稼得するための事業活動を行ったと判断される場合には、現地法人と同様の課税を受ける可能性がある。

第2章 会社の種類・設立

第1 会社の種類および特徴

1 概要

バングラデシュ会社法上、会社の種類は株主の責任に応じて大きく有限責任会社（limited company）および無限責任会社（unlimited company）の2種類に分けられる。有限責任会社は、株式有限責任会社（company limited by shares）と保証有限責任会社（company limited by guarantee）に分けられる。

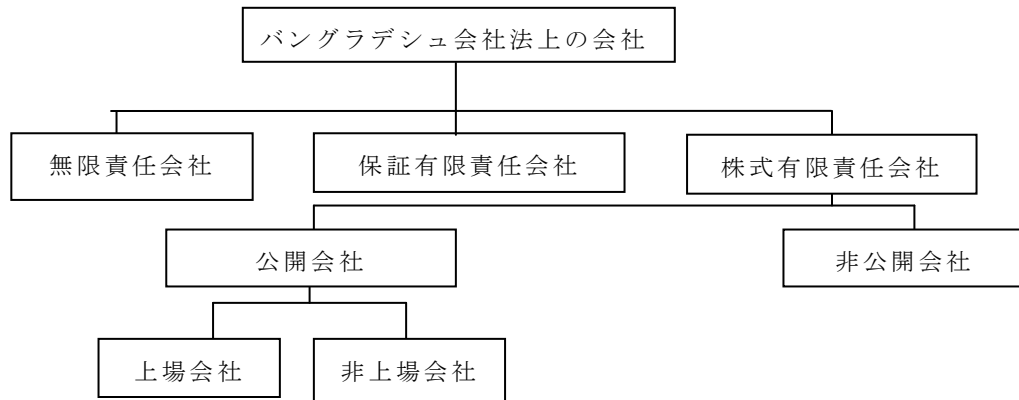
有限責任会社は、会社財産に対して株主が出資の限度で責任を負う会社であり、このうち、保証有限責任会社とは、会社の清算時に、株主またはその1年前以内に株主であった者が会社財産に対して一定金額の保証責任を負う会社である（5条(b)、7条）。株式有限責任会社は、さらに、非公開会社と公開会社の2種類に分けられる。非公開会社とは、附属定款上、①株式譲渡制限の定め、②株主数（ただし従業員を除く）を2名から50名以下に限る旨の定め、および③株式または社債の引受公募を禁止する旨の定めがある会社をいう（2条(q)）。他方、公開会社とは、非公開会社に該当しない会社（すなわち、附属定款において、上記①ないし③の定めのうちいずれか1つでも欠けている会社）をいう（2条(q)・(r)）。公開会社は、7名以上の株主が必要となる（5条）。

無限責任会社とは、株主が会社の債務に対して無限責任を負う会社をいう（5条(c)）。

日本企業がバングラデシュに現地法人を設立する際には、通常、株式有限責任会社かつ非公開会社とするのが一般的である¹¹。

¹¹ ただし、後記3の公開会社への転換義務に留意する必要がある。

以上の会社の種類をまとめると、下図のようになる。



2 公開会社に対する規制

公開会社は、非公開会社には適用されない以下の規定が適用される。

- ① 無記名株券の発行の許容（46 条）
- ② 第三者に対する、自己の株式の取得のための、貸付け、保証その他の担保提供、その他の資金援助の禁止（58 条 2 項）。
- ③ 創立総会（statutory meeting）の実施義務（83 条、同条 12 項）
- ④ 最低 3 名以上の取締役の選任（90 条 1 項）
- ⑤ ローテーションによる取締役の退任（91 条）
- ⑥ 取締役等に対する貸付けの禁止（103 条）
- ⑦ マネージング・ディレクターの兼任禁止（109 条 1 項）
- ⑧ マネージング・エージェントの任期（116 条）
- ⑨ 政府によるマネージング・エージェントの職務執行に関する調査（118 条）
- ⑩ マネージング・エージェントの報酬（119 条）
- ⑪ マネージング・エージェントに対する貸付けの禁止（120 条）
- ⑫ マネージング・エージェントにより任命される取締役数の制限（125 条）
- ⑬ 利益取締役による決議参加の禁止（131 条）
- ⑭ 公開されていないエージェントによる契約に関する規定（133 条）

- ⑮ 新株発行時の目論見書に関する規制（141 条）
- ⑯ 会社設立後の初回の新株発行に関する規制（148 条）
- ⑰ 商業登記所からの事業開始資格（commencement of business）の取得義務¹²（150 条、同条 6 項）
- ⑱ 第三者による計算書類等の閲覧請求権（190 条、191 条）
- ⑲ 優先株主による計算書類、監査報告書等の閲覧請求権（221 条）

なお、会社法上、公開会社に適用される規定の多くは、公開会社の子会社にも適用される¹³。しかし、ここでいう「公開会社」とは、バングラデシュ会社法の下で設立された公開会社を意味し、バングラデシュ国外の会社は該当しないと解されている。

従って、例えば、日本の株式会社がバングラデシュ国内において子会社を設立した場合、日本の株式会社は、通常、定款に株主数の定めや、株式または社債の引受公募を禁止する旨の定めを置いていないものの、当該子会社が、「公開会社の子会社」として上記各規制の適用を受けることはないと解されている。

3 会社の種類の選択

会社設立時に、前記1のいずれの形態とするかは、原則として発起人が自由に選択することができる。ただし、銀行や保険会社等の金融機関など、一部の業種を扱う場合には、公開有限責任会社としての設立が義務付けられる場合がある。

また、会社法における規制ではないが、バングラデシュでは、証券取引委員会規則¹⁴により、資本金の額に応じて、非公開会社であっても、以下のような特別な規制が存在する。

- ① 資本金 1 億タカ超の会社設立／同金額を超える増資を行う場合は、BSEC の認可を得る必要がある。

¹² 事業開始資格は、最低出資金の全額が支払われ、取締役の保有株式の払込みが完了している場合に、商業登記所により発行される（150 条 2 項）。

¹³ 具体的には、58 条 2 項、90 条 1 項、103 条、109 条 1 項、116 条、119 条、120 条、131 条、133 条、190 条、191 条は、非公開会社であっても公開会社の子会社であれば適用される。

¹⁴ Requirement under Issue of Capital Rules, 2001 for Private Limited Companies for Raising Capital Exceeding Tk. 10.00 crore、Notification on issue of capital related to conversion to public limited company and public offer (2013).

- ② 資本金 4 億タカ超の会社設立／同金額を超える増資を行う場合は、BSEC より免除を受けない限り公開会社とする必要がある。
- ③ 資本金 5 億タカ超の会社設立／同金額を超える増資を行う場合は、BSEC より免除を受けない限り株式上場・公開を行う必要がある。

ただし、BSECから、個別に適用除外の承認を受けた場合には、上記規制は適用されない。これらの規制については、日本企業の子会社を含む多くの企業で適用除外が認められてきたものの、他国に類をみないユニークな規制であり、必ずしも十分に周知されていないものであるため、十分に留意する必要がある。

第2 会社の設立¹⁵

1 概要

バングラデシュ会社法では、会社の設立手続きについて具体的に定めた規定はなく、会社の具体的な設立手続きに関しては、商業登記所ガイドラインにより規定されている。

2 必要手続き

(1) 必要手続きの概要

以下では、日本企業がバングラデシュに現地法人を設立する際の、最も一般的な形態である非公開株式有限会社の設立手順を記載する。

なお、以下で記載する所要期間はあくまで目安であり、バングラデシュの現地法人設立の際には、当局の都合により想定以上の時間を要することもある点に留意する必要がある。

(手順 1) 会社名承認 (name clearance letter) の取得
(申請後約 1、2 営業日)

¹⁵ なお、以下では、輸出加工区 (Export Processing Zone: EPZ) 外における会社の設立手続きを記載している。輸出加工区内への進出については、別途、輸出加工区庁 (Bangladesh Export Processing Authority: BEPZA) が定める手続きに従う必要がある。

バングラデシュ会社法上、すでに類似の商号で登録された会社が存在する場合には、当該商号の登録は認められない（11 条 1 項）。そのため、事前に商業登記所に対して類似商号の確認を行い（同条 9 項）、商号の予約をする必要がある。商号の予約の有効期間は 180 日間であり、その間に、当該商号での会社設立の登記申請を行う必要がある。

（手順 2）必要書面の作成および商業登記所への申請

（必要書類提出後、約 3～8 営業日で登記が完了）

バングラデシュにおける会社の設立にあたっては、次の書面を作成する必要がある。

- ① 適切に記入、署名、捺印された申請書
- ② 適切に署名、捺印された基本定款（Memorandum of Association）および附属定款（Article of Association）
- ③ バングラデシュで会社を設立することに関する設立発起人による決議
- ④ その他の商業登記所への申請のために必要な以下の書面

Form I ：会社登記宣誓書

Form VI ：登録事務所の現状および変更事項に関する通知

Form IX ：取締役就任承諾書

Form X ：取締役就任に同意する人物一覧

Form XII ：取締役、管理職、管理代行機関に関する詳細事項および変更事項

商業登記所に申請を行う際には、登記料（1,200 タカ）、基本定款の印紙代（500 タカ）、附属定款の印紙代（資本金による料金区分あり）を支払う必要がある。

<手数料>

授権資本額	手数料
1 億タカ以下	5,000 タカ
2 億 5,000 タカ以	1 万タカ
5 億タカ以下	2 万 5,000 タカ
10 億タカ以下	5 万タカ
10 億タカ超	10 万タカ

（手順 3）銀行口座の開設（申請後約 3～5 営業日）

外国投資家は、商業登記所への設立登記の完了前は、設立予定の会社名義で正式な銀行口座を開設することはできないが、会社が商業登

記所において商号予約を完了した後は、設立予定の会社名義の仮の銀行口座（Non-Resident Taka Account：NRTA）を開設することが可能である。外国投資家は、NRTA の開設後、当該銀行口座に資本金の払い込みを行う。

その上で、銀行から当該銀行口座に必要額の資本金が払い込まれたことを証する送金証明書を発行してもらう。

会社設立手続きの完了後、外国投資家は、別途新会社名義で（正式な）銀行口座を開設し、NRTA に払い込まれた資本金の残高全額を、新たに作成した銀行口座に移動し、NRTA は閉鎖しなければならない（外国為替取引ガイドライン 1 巻 9 章 2(C)項）。

ただし、実務上、認可銀行によっては、非居住者による NRTA の開設に難色を示し、NRTA の代わりに、現地の事業パートナーなどバンラデシュ居住者の銀行口座を仮口座として使用するよう求められる事例もあるため注意が必要である。

（手順 4）その他必要な許認可の取得

以上のほか、事業活動にあたり必要となる主要な手続き・許認可は、下表のとおりである。

ライセンス	概要
投資庁登録 (BOI Registration)	BOI による優遇措置を受ける場合には、BOI に対して所定の書類を提出し、プロジェクトの登録を行う必要がある。必要書類の提出後、不備がなければ 7 日以内に登録証が発行される。
営業許可証 (Trade License)	会社は、営業許可証がなければ事業活動を行うことができず、法人所在地の市役所などに対して営業許可証の取得に係る申請を行う。申請後約 2～4 営業日程度で営業許可証を取得することができる。なお、営業許可証は毎年更新が必要である。
納税識別番号 (TIN) の取得	国家歳入庁 (National Board of Revenue) から申請後約 1～2 営業日で取得可能。
付加価値税の事業者登録 (VAT Registration)	国家歳入庁から申請後約 2～7 営業日で取得可能。
防火基準充足認定証 (Fire Certificate)	消防市民防衛局 (Bangladesh Fire Service and Civil Defense Directorate) から申請後約 3～4 営業日で取得可能。
環境保護適格証書 (Environment Clearance Certificate)	製造業は、所定の申請書を提出し、環境局 (Department of Environment) が発行する環境保護適格証書を取得しなければならない。申請後約 2～3 営業日で取得可能。
工場登録 (Factory Registration)	工場を設置する場合は、所定の申請書を提出し、工業省 (Ministry of Industry) に工場登録を行う必要がある。その際、営業許可証、防火基準充足認定証、環境保護適格証

	書などの提出が必要となる。
輸入許可証 (Import Registration)	原材料・製品の輸入を行う場合、BOI から輸入許可証を取得する必要がある。その際、営業許可証、防火基準充足認定証、環境保護適格証書、工場登録などの提出が必要となる。

(2) 基本定款と附属定款

バングラデシュ会社法においても、他の英国法系の国と同様、定款は、商号、本店所在地、事業目的、会社の種類（有限責任会社か無限責任会社か、公開会社か非公開会社か）、授權資本枠、発起人および各発起人が引き受ける株式数を記載した基本定款と、その他の基本的事項を定めた附属定款の2つに分かれている。

バングラデシュ会社法では、別紙1として標準附属定款が定められており、株式会社の場合、附属定款で明示的に除外されない限り、標準附属定款の内容が規定されているものとして取り扱われる（18条）。また、標準附属定款の各条項のうち、一定の条項¹⁶については、これと異なる定めを置くことは認められていない（17条2項）。

[実務上の留意点]

Q： バングラデシュで現地パートナーとの合弁会社を設立する場合、合弁契約（株主間契約）の合意事項を附属定款にも規定することは可能か。

A： 可能である。バングラデシュでも、合弁会社の附属定款に、株主間契約上の合意事項を規定することは、実務上一般に行われており、取締役選任権、取締役会の運営方法、拒否権などの株主間契約上の合意事項について、当該合意事項を附属定款においても定めておくことが望ましい。

¹⁶ 公開会社については、標準附属定款 56（議長による株主総会の延会）、66（株主総会委任状の様式）、71（取締役の適格要件としての株式保有）、78（取締役不適格要件）、79（取締役のローテーション）、80（退任取締役の退任順序）、81（退任取締役の再任）、82（退任取締役の後任の選任）、95（取締役の行為の有効性の推定）、97（中間配当）、105（会計帳簿の保管）、108（損益計算書に関する規定）、112（監査役の選任）、113、114、115 および 116 条（通知に関する規定）と異なる定めを置くことはできず、非公開会社（ただし、公開会社の子会社である非公開会社を除く）については、標準附属定款 56、66、71、80、95、97、105、108、112、113、114、115 および 116 条と異なる定めを置くことはできない。

第3章 株式

第1 概要

バングラデシュ会社法上の株式の種類は、普通株式（share）と優先株式（preference share）の2種類である。後述のとおり、優先株式を発行することもできるとされている。

普通株式は、いわゆる日本の会社法上の普通株式と同様、持株比率に応じて配当を受領する権限や、株主総会における議決権を有する株式をいう。

優先株式に関するバングラデシュ会社法上の明文の規定は、154条のみである。同条は、優先株式は、強制償還条項付または償還請求権付で発行できる旨が定められており、償還に関する詳細な条項は、附属定款により定めることができるとしている（154条1項、3項）。

優先株式の内容について、上記のほか、バングラデシュ会社法上の規定はないが、バングラデシュでも、参加的優先株式と非参加的優先株式、累積的優先株式と非累積的優先株式などの設計は可能と解されている¹⁷。

最も、実務上は、優先株式が発行される事例は稀である。そのため、以下では、日本企業がバングラデシュに子会社を設立する際に通常発行し、または譲渡を受ける、普通株式を中心に株式に関する会社法上の規定を概説する。

第2 新株発行

1 新株発行の手続き

バングラデシュにおいては、新株発行は株主割当または第三者割当の方法により行われる。会社（非公開会社か公開会社かを問わない。）は、以下のとおり、新株発行を行うことができる（155条）。

まず、株主割当による場合には、新株発行を行う会社は、取締役会決議を行った上で、既存株主に対して割当株式数、新株発行の申込期限（当該

¹⁷ 参加的優先株式とは、株式会社が優先配当を行ってなお分配すべき配当金が残存する場合に普通株式とともに配当を受けることができる優先株式をいい、それができない優先株式が非参加的優先株式である。また、配当金の不足により優先配当を受けられなかった年度の不足分について次年度以降に優先的に配当がされるものを累積的優先株式といい、不足分が累積されないものを非累積的優先株式という。

通知日から 15 日以降の日であることが必要とされる) を通知する。かかる通知に対して、株主が申込期限内に申込みを行った場合には、当該株主は、新株引受けの申込日において払込みを行い、当該新株の割当てを受けることができる。申込期限内に申込みが行われない場合には、当該株主は、新株の引受けを辞退したとみなされる (155 条 1 項)。

他方、第三者割当増資を行うためには、取締役会決議により、割当先、割当予定の株式数、払込価格などの基本的な条件を決議することが必要となる (155 条 2 項)。

株主割当による場合も、第三者割当による場合も、授權資本枠の拡大を伴う増資の場合には、取締役会決議に加えて、当該授權資本枠の増加について株主総会の承認を要する (53 条 2 項) ¹⁸。

会社が新株発行を行った場合には、当該新株発行の日から 60 日以内に、新株発行を承認する取締役会議事録、株式割当証 (Form XV)、割当新株の引受払込金全額の払込みを証する証明書などを商業登記所に提出し、商業登記所の承認を得る必要がある (151 条)。また、90 日以内に当該新株に係る株券を発行する必要がある (158 条 1 項)。

なお、バングラデシュ非居住者である外国投資家に対して新株発行を行う場合には、商業登記所が当該新株発行を承認した日から 14 日以内に、認可銀行 (authorised dealer) を通じてバングラデシュ銀行本社外国為替投資部 (Foreign Exchange Investment Department, Bangladesh Bank, Head Office) に対して所定の事項を通知する必要がある (外国為替取引ガイドライン 1 巻 9 章 2(A) 項)。

2 現物出資

バングラデシュ会社法上、現物出資 (investment in kind) による新株発行も認められており、外国投資家が、機械その他の設備を現物出資することも多い。

会社は、現金以外を払込対価とする新株発行を行う場合には、会社と引受人との間で、現物出資財産の譲渡に関する契約を締結し、上記 1 の株式割当証と共に、当該契約の写しを商業登記所に提出する必要があるほか、

¹⁸ 授權資本枠を拡大する場合には、かかる株主総会の日から 15 日以内に商業登記所への登記を行う必要がある (56 条 1 項)。

現物出資財産が不動産の場合には、不動産譲渡証書（*deed of sale*）も併せて提出する必要がある（151条1項(b)ないし(d)）。

なお、現物出資財産の価格に係る規制は存在しない。ただし、資本財（*capital machinery*）を対価とする現物出資については、上記1のバングラデシュ銀行本社外国為替投資部に対する事後報告の際に、税関申告書、関連する輸入許可証、請求書などの書類を提出する必要がある（外国為替取引ガイドライン1巻9章2(A)項(c)(iv)）。

第3 株式譲渡

バングラデシュの会社の株式を譲渡により取得するためには、非公開会社であれば対象会社の取締役会決議により当該譲渡の承認決議を得る必要がある。その上で、譲渡承認に必要な取締役会議事録、株式譲渡証書（*instrument of transfer of shares*）、譲渡対価全額の支払いを証する書面、印紙税の支払いを証する書面などを商業登記所に提出し、商業登記所の承認を得る必要がある。

対象会社の株主名簿への登録は、譲渡人または譲受人のいずれかが、会社に対して、譲渡人および譲受人双方により署名され、適式に印紙税（譲渡価額の1.5%相当額が課税される）が貼付された株式譲渡証書とともに申請することによって行われる（38条1項および3項）。また、新株発行と同様、株式譲渡の株主名簿への登録日から90日以内に当該新株に係る株券を発行する必要がある（158条1項）。

対象会社の認証のある株式譲渡証書は、当該株式譲渡証書の当事者の株式の所有権について一応確からしい（*prima facie title*）証拠であるとされる（39条1項）。

なお、バングラデシュ非居住者である外国投資家が当事者の一方または双方となる非上場会社の株式譲渡の場合には、商業登記所が当該株式譲渡を承認した日から14日以内に認可銀行を通じてバングラデシュ銀行本社外国為替投資部に対して所定の事項を通知する必要がある（外国為替取引ガイドライン1巻9章2(B)項）。

これに加えて、バングラデシュ非居住者である外国投資家が、バングラデシュ居住者に対して、非上場会社の株式を譲渡する場合¹⁹で、譲渡代金

¹⁹ バングラデシュ非居住者間での株式譲渡についてはかかる制限はない。

を国外送金する場合には、事前のバングラデシュ銀行の承認が必要となり、送金可能額も、譲渡対象となる会社の純資産額に限られる（外国為替取引ガイドライン 1 卷 9 章 3 項）。

このほか、公開会社は、第三者に対して、当該第三者による自己の株式の取得のために、直接または間接を問わず、貸付け、保証その他の担保提供、その他の資金援助を行ってはならないとされている（58 条 2 項）。

第4 ストックオプション

バングラデシュ会社法上、新株予約権についての明文規定は存在しない。ただし、契約上の権利として、一定の価格で将来発行される新株を引き受ける権利を付与することは認められている。

第5 自己株式の取得

バングラデシュ会社法では、株式有限責任会社は、59 条から 70 条で規定される手法により減資を行う場合に限り、自己株式または公開会社である子会社株式の取得（以下「自己株式等の取得」という。）が認められる（58 条 1 項）。

バングラデシュ会社法上、減資を行うには、まず、株主総会特別決議を行い（59 条 1 項）、当該決議を経た後、裁判所に対して減資の申請を行う必要がある（60 条）。債権者は、裁判所が指定する日または期間内に、減資に対して異議申立てを行うことができ（62 条 1 項）、裁判所は、一定期間内に異議申立てを行った債権者、当該申立てに係る債権者の負債額などをリスト化する（62 条 2 項）。裁判所は、異議申立てに係る債権の債権者から同意を得るか、当該債権全額が弁済されるか、または相当額の担保が提供された場合には、減資を認める決定を行い（63 条および 64 条）、会社は、かかる決定を受けた後、裁判所の決定文その他所定の書面を商業登記所に提出し、減資の登記を行う（65 条）。かかる登録の終了後、減資決議の効力が発生する。

バングラデシュ会社法においては、裁判所の認可を経ない減資は認められていない。

なお、自己株式等の取得に関する上記の制限は、償還条項付優先株式または償還請求権付優先株式の取得については適用されない。

第6 株式分割

バングラデシュ会社法においては、株式分割について特段の定めはないが、株式分割を行うことは可能であると解されている。株式分割を行うためには、取締役会決議が必要である。このほか、株式分割に伴い、基本定款および附属定款の変更が必要となる場合には、取締役会決議に加えて、株主総会特殊決議が必要であると解されている。

第 4 章 会社の組織

第1 株主および株主総会

1 株主

バングラデシュ会社法においても、日本の会社法と同様、株主の権利は、会社から利益配当や残余財産の分配その他の経済的利益を享受することを目的とする権利（いわゆる自益権）、および会社の経営に参画する権利（いわゆる共益権）に大別される。前者は、会社から主として金銭的な利益を受ける権利であり、日本の会社法上の株主の権利と大きな相違はない。後者は、会社の運営に係る権利であり、株主総会決議や少数株主権の行使という形で実現されるが、株主総会決議についてはその決議要件や決議事項、少数株主権についてはその行使対象や行使要件の点で、日本の会社法と異なる点が存在する。

なお、バングラデシュにおいても、同種の株式を保有する株主は、当該株式を保有する他の株主と同等の取扱いを受けるべきであるとする、株主平等原則が定められている（85 条 1 項(e)）。

(1) 利益配当、残余財産分配などを受ける権利

株主は、その保有する株式数に応じて、会社から利益配当を受領する権利を有する。また、附属定款で規定すれば、取締役会決議により中間配当を行うことも可能である（後記第 5 章第 1 参照）。

また、234 条以下に基づいて会社の清算が行われる場合で、会社の負債を弁済後の残余財産についても保有株式数に応じた残余財産分配が認められている（307 条）。

第 3 章第 1 記載のとおり、バングラデシュ会社法においても、優先株式の発行が認められているが、以下では、普通株式を念頭に株主の権利を概説する。

(2) 共益権

株主が会社の経営に参画する方法には、大きく分けて①株主総会での議決権行使、②少数株主権および単独株主権の行使の 2 つが存在する。以下、株主総会での議決権行使については、下記 2 において記載し、少数株主権および単独株主権については下記 3 において記載することとする。

2 株主総会

(1) 株主総会の種類

バングラデシュ会社法上、株主総会には、①定時株主総会（annual general meeting）（81 条 1 項）と、②臨時株主総会（extraordinary meeting）の 2 種類がある。公開会社の場合には、会社設立時に開催される創立総会がある（83 条 1 項）。

定時株主総会は、すべての会社において、会社設立後 18 ヶ月以内に初回の総会が開催されなければならない、その後は暦年ごとに最低一度、かつ前回開催時から 15 ヶ月以内に開催されなければならない（81 条）。定時株主総会においては、決算報告（183 条）や事業報告（184 条）、監査人の選任の決議（210 条 1 項、後記第 3 2 参照）などが行われる。

臨時株主総会は必要に応じて不定期に開催され、開催の目的とされた事項が決議される。

(2) 決議要件および決議事項

会社法における株主総会決議の種類は、普通決議（ordinary resolution）、特別決議（extraordinary resolution）および特殊決議（special resolution）の 3 種類がある。

普通決議は、出席株主の過半数の賛成が得られた場合に成立する。特別決議は、出席株主の 4 分の 3 以上の賛成が得られた場合に成立する。特殊決議は、特別決議と同様、出席株主の 4 分の 3 以上の賛成が得られた場合に成立するが、招集通知を開催日の 21 日前までに通知する必要がある点で特別決議と異なる（87 条 2 項）。

株主総会における主な決議事項および決議要件は以下のとおりである。

決議要件	主な決議事項
普通決議	取締役の選任（91条）、監査役の選任（210条）等
特別決議 （87条1項）	株主である取締役（shareholder director）の解任（106条1項）、債務超過による事業継続の停止の決定（286条）、会社清算に伴う債権者と会社との合意事項の決定（311条）、裁判所の監督の下での任意解散（316条）、任意解散の場合の債権者への弁済または債権者との和解等の承認（330条）等
特殊決議 （87条2項）	商号の変更（11条6項）、基本定款上の事業目的の変更（12条1項）、附属定款の変更（20条）、資本金の減少（59条、60条2項）、未払込分の資本金について払込みを受けない旨の決定（74条）、取締役の責任の無限化（76条）、マネージング・エージェント（managing agent）に対する報酬に関する選任書類に規定された内容以外の報酬の決定（119条）、政府指定の検査役（inspector）による検査の実施（197条）、検査役の選任（207条1項）、監査役の解任（210条9項）、公開会社から非公開会社への組織変更（232条1項）、裁判所による解散（241条）、任意解散（286条）、清算人による株式の買取等（294条）等

（3）株主総会の運営

ア 招集

株主総会の招集は、原則として取締役会が決定する。また、附属定款に別段の定めがなければ、発行済株式総数の10%以上の株式を有する株主の請求があった場合には、取締役は臨時株主総会を招集しなければならない（84条1項）。また、発行済株式総数の10%以上の株式を有する2名以上の株主は、共同で臨時株主総会を招集することができる（85条2項(a)）。

株主総会の招集は、(i)定時株主総会については開催日の14日前まで、(ii)定時株主総会以外の株主総会および特殊決議を目的とするすべての株主総会については開催日の21日前までに行う必要がある（85条1項(a)）。ただし、(i)定時株主総会については当該株主総会で議決権を行使できる株主全員の書面による同意がある場合、(ii)定時株主総会以外の株主総会については、総株主の議決権の95%以上の議決権を有する株主の同意がある場合には、招集通知の期間を短縮して株主総会を開催することが可能である（85条1項(a)(i) および(ii)）。

招集通知には、株主総会の議題を記載するほか（85条1項(b)）、各議題に関する重要な情報を記載し、当該議題に関して会社の各取締役お

よび各役員が利益を受ける場合にはその内容についても記載しなければならない(104 条参照)。

定時株主総会については、招集通知の発送と同時に、株主に対して、計算書類の写しを送付する必要がある（191 条 1 項）。

イ 開催場所

会社法上、株主総会の開催場所に関する規定は存在しないが、実務上は、商業登記所に登録されるバングラデシュ国内の本社所在地において開催することが一般的である。なお、附属定款で規定すれば、電話会議またはビデオ会議を使って株主総会を開催することは可能であると解されている。

ウ 定足数

株主総会決議の定足数は、附属定款で別段の定めを置かない限り、株主数 6 名以下の非公開会社においては 2 名、株主数 7 名以上の非公開会社においては 3 名、その他の会社については 5 名とされている（85 条 2 項(b)）。

エ 議決権の行使方法など

（ア） 挙手か投票か

株主総会の決議は、挙手の方式（**showing hands**）によることが原則とされるが、5 名以上の出席株主、株主総会の議長、議決権を有する発行済株式総数の 10%以上を保有する株主は、決議を投票（**poll**）により行うよう要請することができ（85 条 1 項(c)）、かかる要請がある場合には決議は投票形式（**poll**）により行われる（87 条 5 項）。なお、議決権の計算方法については、会社法上明文の規定はなく、通常、附属定款において定められるが、実務上は、挙手の場合は出席株主の頭数によって議決権を計算する旨が規定されることが多い。一方、投票形式の場合には 1 株につき 1 議決権とされるのが通常である。

(イ) 議決権の代理行使

バングラデシュ会社法では、附属定款に別段の定めのない限り、投票による議決権の行使については代理行使が認められている（85条2項(e)）。実務上は、附属定款において、投票形式を問わず議決権の代理行使を認めるケースが多い。

3 少数株主権・単独株主権

株主総会における議決権行使のほか、バングラデシュ会社法上、株主には、その保有株主割合に応じて以下の少数株主権および単独株主権が認められている。

(1) 発行済株式総数の 10%以上の株式保有等一定条件を要件とする少数株主権

ア 株主総会招集権等（84条、85条2項(a)、85条1項(c)）

バングラデシュ会社法では、発行済株式総数の 10%以上の株式を保有する株主には、臨時株主総会の招集を請求する権利が認められている（84条1項）。また、発行済株式総数の 10%以上の株式を保有する 2人以上の株主は、附属定款で別段の定めがない限り、共同で株主総会を招集する権利が認められている（85条2項(a)）。

さらに、5人以上の株主、議長または議決権を有する発行済株式総数の 10%以上を保有する株主は、決議を投票により行うよう請求することができる（85条1項(c)）。

イ 検査役選任請求権（195条(a)）

発行済株式総数の 10%以上の株式を保有する株主は、会社の状況を調査する検査役を選任するよう請求することができる。

ウ 決議取消等請求権

取締役や多数株主による少数株主の権利侵害に対応すべく、バングラデシュ会社法上、発行済株式総数の 10%以上の株式を保有する少数株主は、①会社の業務もしくは取締役の権限の行使が株主の権利を侵害する態様で行われた場合、②株主の利益を差別的に取り扱う態様もしくはそのおそれのある態様で会社が行い、もしくは行うおそれのある場合、または、③株主の利益を差別的に取り扱う態様もしくはそのおそれのある態様で株主総会決議が可決され、も若しくは可決されるおそれのある場合には、裁判所に対して、自己の権利を保護するために適切な措置を採るよう救済の申立てを行うことができる（233 条 1 項）。当該申立権は、発行済株式総数の 10%以上の株式を保有する株主であれば、特段の制約なく行使することができる。

少数株主の救済方法については、裁判所には救済内容を任意に決定できる広範な裁量を与えられていると解されている。裁判所は、少数株主からの救済申立てに対して、決議もしくは取引の取消・変更、当該会社の業務を特定の方法で行うよう命じること、または、基本定款もしくは附属定款の変更を命じることができるとされている（233 条 3 項）。

会社は、裁判所による決定がなされた場合には、決定の日から 14 日以内に、商業登記所に対してその旨を通知しなければならない（233 条 5 項）。

（2）単独株主権

1 株のみ有する株主も含め、すべての株主は下記の権利を行使することができる。

- ① 株主総会議事録閲覧請求権（89 条 4 項）
- ② 株主名簿閲覧請求権（41 条 1 項）
- ③ 社債権者名簿閲覧請求権（176 条）
- ④ 監査役、マネージャーおよびマネージング・エージェントの名簿閲覧請求権（115 条）
- ⑤ （マネージャーおよびマネージング・エージェントが選任されている場合）選任に係る契約の閲覧請求権（132 条 1 項）

- ⑥ 計算書類等および取締役報告書の閲覧請求権（183条6項）
- ⑦ 会社の清算申立権（245条）
- ⑧ その他会社の附属定款上に規定されている権利

4 その他

バングラデシュ会社法上、少数株主排除のための以下のようなスクイーズ・アウト手続きが定められている。

まず、買付者は、買付者が対象会社株式を対象会社の株主から取得する旨のスキームまたは契約（以下「買付提案」という。）を提示し、買付提案の日から 120 日以内に買付者を除く全株主の 4 分の 3 以上の株主によりかかる買付提案が承認された場合、120 日の期限経過後 60 日以内であればいつでも、買付提案に応じない他の株主に対して、当該株主が保有する株式の取得を希望する旨通知することができる（230条1項）。

かかる通知がなされた場合、買付提案に不服のある株主は 30 日以内に裁判所に対して不服を申し立てることができる。かかる期間内に不服申立てがなされない場合には、買付提案の通知日から 1 ヶ月後（かかる期間内に不服申立てがなされた場合には、裁判所がかかる不服申立てを棄却した後）に、買付者は、対象会社に対して買付提案の通知の写しを送付すると共に、買付けの対価を支払う。対象会社は、これを受けて株主名簿の書き換えを行い、株主に対して受領した対価を支払う（230条2項ないし4項）。

以上の手続きにより、少数株主を排除することが可能とされている。なお、230条に定めるスクイーズ・アウト手続きは、外国会社にも利用可能と解されている。

第2 取締役および取締役会

1 取締役

(1) 取締役の員数

取締役の員数は、公開会社および公開会社の子会社である非公開会社においては、最低 3 名、その他の非公開会社は最低 2 名とされている（90 条）。

取締役の員数の上限は会社法上定められておらず、会社は、上記の最低員数の範囲内で、附属定款において取締役の員数を定めることになる。

（2）選任および解任並びに任期

取締役は原則として株主総会普通決議により選任され、任期は、会社法上に規定はないものの、最長でも 5 年程度の任期が定められることが多い²⁰。なお、会社設立後、株主総会決議により取締役が選任されるまでの間は、設立時定款に当初取締役として記載された者が取締役となる（91 条 1 項(a)）。

公開会社の取締役については、最低 3 分の 1 を、ローテーションにより退任する取締役とする必要がある（91 条 2 項）²¹。

取締役として選任された者は、就任承諾書に署名し、選任日から 30 日以内に商業登記所に対して就任承諾書を提出しなければならない、かかる手続きが完了するまでは取締役として行為することはできない（93 条 1 項および 2 項）。また、新たな取締役が選任された場合、選任の日から 14 日以内に、取締役名簿を更新し、商業登記所に対してかかる変更を通知しなければならない（115 条 2 項）。

なお、取締役が任期途中で退任した場合には、他の取締役が、下記(3)の取締役の適格要件を満たす者の中から後任者を任命することができ、当該後任者の任期は、退任した取締役の任期までとされる（91 条(c)項）。

任期満了前に取締役を解任する場合は、株主総会特別決議が必要である（106 条 1 項）。なお、後任の取締役は、株主総会普通決議により選任することが可能であるが、後任の取締役の任期は、解任された取締役の任期までとされている（同条 1 項）。

（3）取締役の適格要件

²⁰ 一方、マネージング・ディレクターの任期については、後記 3 のとおり、会社法上の規定が存在し、最長 5 年とされている（会社法 110 条）。なお、外国人の取締役については、就労ビザの有効期間が 2～3 年であるのが通常であり、そのような場合には、取締役の任期も 2～3 年程度に合わせるのが合理的な場合もあり得る。

²¹ ただし、会社法上、ローテーションに関する詳細な規定は存在しない。

バングラデシュ会社法では、下記の取締役の不適格要件に該当しない個人は、誰でも取締役になることができる（90条3項、94条）。バングラデシュ会社法上、非公開会社、公開会社を問わず、取締役の国籍や居住地に関する規定は存在しない。従って、日本に居住する日本人がバングラデシュで設立された会社の取締役に就任することも可能である。

バングラデシュ会社法上の取締役の不適格要件は、以下のとおりである（94条）²²。

- ① 管轄裁判所により心神耗弱（**unsound mind**）と認定された者
- ② 破産者で復権をしていない者
- ③ 破産手続きの審判中である者
- ④ 自己が保有する株式の払込みを求められた日から6ヶ月間が経過しても払込みが未了の者
- ⑤ 未成年者

また、会社は、附属定款に規定することによりこれら以外の不適格要件を定めることができる。

なお、取締役は、原則として、自己が取締役として就任する会社の株式を保有しなければならない（97条1項）。ただし、実務上は、附属定款において、法人株主が任命する取締役（**nominee director**）については、かかる株式の保有を要しない旨を定めることが多い。

以上の点に加えて、取締役または取締役がパートナーまたは取締役である他の団体または会社は、マネージング・ディレクター、マネージャー、リーガルアドバイザー、テクニカルアドバイザーまたは取引銀行となることを除き、株主総会の承認を得ない限り、当該会社において利益を得る職務に就いてはならない（104条）。

（4）取締役の権限および責任

²² なお、(i)取締役が在任中にこれらの不適格要件に該当することとなった場合、(ii)後記(5)イに定める取引を株主総会または取締役会の承認を得ずに行った場合、(iii)対象会社において報酬を得る職務（マネージング・ディレクターとなることを除く）を行った場合、(iv)取締役が、取締役会の承諾なく、取締役会を3回連続で欠席した場合、または、連続する3ヶ月間に開催されたすべての取締役会を欠席した場合、(v)その他附属定款で別途定める場合には、取締役はその資格を喪失する（108条1項）。

ア 概要

一般的な取締役の権限と責任について定めた明文の規定は会社法には存在しないが、コモンロー上、取締役は会社に対して善管注意義務および忠実義務を負うと解されており、取締役の権限は、会社の利益を目的として行使されなければならないと解されている。また、取締役は、不当に会社財産の所有権を取得し、もしくは定款または会社法上規定されている目的以外の目的で会社財産を用いた場合には、5,000 タカを上限とする損害賠償責任を負う（398 条）。

バングラデシュ会社法においては、利益相反取引などについて、以下のとおり一定の制限が定められている。

イ 取締役および関連者との一定の取引の制限

（ア） 貸付け、保証および担保の差入れの禁止

バングラデシュ会社法では、公開会社または、公開会社の子会社は、取締役またはその一定の関係者に対して貸付け、保証、担保の差入れを行うことは、株主総会による同意を得た場合を除き、禁止されている（103 条 1 項）。

（イ） 売買・商品供給契約などの締結

取締役会の承認を得た場合を除き、取締役は、自らまたは自らがパートナー、株主または取締役である他の団体または会社との間で、売買、商品供給、原材料供給契約を締結することはできない（105 条）。

ウ 利益相反取引に関する情報開示義務

取締役は、利益相反取引に関する情報開示義務を負う。すなわち、取締役は、直接または間接に、会社との間で自身の利益が相反する可能性のある取引を行う場合、利益相反の内容を、当該取引を承認する取締役会において開示する義務を負う（130 条 1 項）。取締役がこの

義務の履行を怠った場合、上限 5,000 タカの罰金が課される（同条 2 項）。

ただし、取締役が、他の特定の会社その他の団体の取締役または構成員であり、当該他の特定の会社その他の団体との間で継続的に複数の取引が予定されている場合には、包括的な利害関係の開示を行えば、その後、個別の取引についての利害関係の開示は不要となる（130 条 1 項但書）。

なお、会社は、利益相反取引として取締役会における開示対象となった取引に係る契約などを備置しなければならないが、株主は、営業時間内はいつでもかかる契約書などを閲覧することができる（130 条 4 項）。

エ 利益取締役による決議参加の禁止

公開会社または他の公開会社の子会社である非公開会社においては、取締役は、自己が直接または間接に利害関係を有する取引または契約について承認する取締役会において議決権を行使することはできず、当該取締役は定足数にも算入されない（131 条 1 項）。

上記の規定は、公開会社の子会社以外の非公開会社には適用されず（131 条 3 項）、公開会社の子会社以外の非公開会社の場合は、上記ウの利益相反取引に関する情報開示を行った上で、利益取締役が決議に参加し、議決権を行使することも可能である。

(5) 取締役の報酬

バングラデシュ会社法上、取締役の報酬の決定に関する明示的な定めは存在しないが、取締役の報酬は株主総会決議により定める必要があると解されている。ただし、附属定款で取締役会決議において取締役の報酬を定めることができる旨の規定を設けた場合には、取締役会決議で定めることも可能と解されている。

2 取締役会

すべての会社は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回かつ年に 4 回以上、取締役会を開催しなければならない（96 条）。

会社法上、取締役会の開催方法に関する規定は存在しない。従って、附属定款で規定すれば、バングラデシュ国内あるいは海外にて、電話会議またはビデオ会議を使って取締役会を開催することは可能であると解されている²³。

また、附属定款で規定することにより、書面決議も可能と解されている。

なお、特定の取締役が 3 ヶ月以上バングラデシュを不在とする場合、取締役会は、附属定款の定めに従い、または、株主総会決議により、当該取締役の代わりに職務を行う代替取締役（alternative director）を選任することができる（101 条 1 項）。上記のとおり、電話会議またはビデオ会議による取締役会開催も可能と解されてはいるものの、日本企業がバングラデシュに合弁会社を設立する際には、念のため、附属定款において代替取締役の選任に関する規定を設けておくことも多い。取締役が、取締役会の承諾なく、取締役会を 3 回連続で欠席した場合、または、連続する 3 ヶ月間に開催されたすべての取締役会を欠席した場合には、注 22 のとおり、取締役の資格喪失事由となるため注意する必要がある。

[実務上の留意点]

Q： 日本企業とバングラデシュ企業の合弁会社において、1月1日、2月1日、3月1日、3月15日に取締役会が開催されたが、日本企業側の取締役が、取締役会の承諾なく1月1日、2月1日、3月15日の取締役会を欠席した場合、取締役の資格喪失事由となるか。

A： 資格喪失事由とならない。設問の事例では、連続する 3 ヶ月間に 4 回の取締役が開催され、このうち、3 回目の 3 月 1 日に開催された取締役会に出席しているから、①取締役会を 3 回連続で欠席した場合にも、②連続する 3 ヶ月間に開催されたすべての取締役会を欠席した場合にも該当しない。

3 マネージング・ディレクター

²³ ただし、取締役会を海外で開催する場合には、取締役会議事録の記載に注意を要する。

会社は、株主総会決議により、当該会社の重要な業務執行を行うマネージング・ディレクターを選任することができる（2 条 1 項(m)、109 条 1 項）。

マネージング・ディレクターの任期は 5 年で、再任は可能である（110 条 1 項、3 項）。

マネージング・ディレクターの選任は、任意とされているが、多くの会社では、マネージング・ディレクターを選任するのが通常である。なお、公開会社および公開会社の子会社である非公開会社においては、他の会社でマネージング・ディレクターまたはマネージャーとなっている者は、当該会社のマネージング・ディレクターに選任することはできない（109 条 1 項）。

マネージング・ディレクターの権限について、会社法は、重要な業務執行を行う取締役であると規定する以外に、特段明示的な規定を置いていない。実務上は、附属定款において、マネージング・ディレクターは、法令および附属定款により株主総会決議事項または取締役会決議事項とされた事項以外の重要な業務執行を行う旨の規定を設けるとともに、マネージング・ディレクターが取締役の承認無くして行うことのできない事項を個別に列記することが多い。

第3 監査役

1 監査役の意義・員数

バングラデシュ会社法上、監査役（auditor）は、会計監査権限を有する一方、業務監査権限を有さない（後記 4 参照）。そのため、実質的には、日本における会計監査人に相当する役職であるといえる。日本では上場会社や会社法上の大会社のみに会計監査人設置義務があるが、バングラデシュ会社法では、すべての会社で 1 人または複数の監査役を設置することが義務付けられている（210 条 1 項）。

2 監査の選任および解任並びに任期

監査役は、定時株主総会の普通決議により選任され、任期は次回の定時株主総会までの 1 年間とされている（210 条 1 項）。会社設立後に初めて選任される監査役は、設立登記の日から 1 ヶ月以内に取締役会により選任され、その任期は最初の定時株主総会の終結時までとされる（210 条 6 項）。

監査役の選任においては、会社が一方的に監査役を選任することはできず、選任の前に監査役候補者から予め就任承諾書を取得する必要がある（210 条 1 項但書）。監査役として選任された者は、選任日から 30 日以内に商業登記所に対して就任承諾書を提出しなければならない（210 条 2 項）。

監査役は再任が原則とされており、以下の各場合に該当する場合を除き、監査役は再任されなければならないとされる（210 条 3 項）。

- ① 監査役が不適格事由に該当することとなった場合
- ② 監査役が自ら再任を辞退する書面を会社に提出した場合
- ③ 株主総会で、前任の監査役を再任しないこと、およびその代替として新たな監査役を選任することを明示的に決議した場合

会社が株主総会決議により監査役の再任を拒否する場合（上記③の場合）、後任の監査役を選任する定時株主総会に先立ち、会社は、現任の監査役に対してその旨を通知し、当該通知を受けた監査役は、株主に対して

自己の意見を表明することを要求できる（211 条 1 項および 2 項）。会社は、かかる要求を受けた場合には、当該要求が時期に遅れたものでない限り、株主総会招集通知において、かかる意見がなされた旨およびその内容を記載しなければならない（同 3 項）。また、会社が自己の都合により監査役の再任を拒否できるのは、これらの手続きを経ることに加えて、現任監査役の死亡、能力喪失（*incapacity*）、不正（*dishonesty*）、不適格事由への該当（*disqualification*）のいずれかを理由とする場合に限られる。

会社が任期満了前に監査役を解任する場合には、株主総会特殊決議が必要である（210 条 9 項）。

3 監査役の適格要件

監査役は、バングラデシュ勅許会計士規則（*Bangladesh Chartered Accountants Ordinance 1961*）における勅許会計士またはパートナー全員が勅許会計士である会計事務所のいずれかでなければならない（212 条 1 項）。

また、以下のいずれかに該当する者は、監査役に就任できない（212 条 2 項）。

- ① 当該会社の役員または従業員
- ② 当該会社の役員または従業員のパートナーまたは被用者
- ③ 当該会社から 1,000 タカ超の貸付けを受けている者、当該会社に対する 1,000 タカ超の第三者の債務を保証または物上保証している者
- ④ 当該会社のマネージング・エージェントである会社その他の団体の取締役、株主またはパートナーである者
- ⑤ 当該会社のマネージング・エージェントである会社の発行済株式総数の 5% 以上の株式を保有する者

4 監査役の権限および責任

監査役は会社が作成する決算書や会計帳簿などの監査を行い、監査報告書において決算書の適正性について監査役としての意見を表明する（213 条 3 項）。監査役は、監査を実施するために、会計帳簿、本社および支

社の銀行口座、その他会計書類などの閲覧、役員に対する質問をする権限を有しており（同条 1 項）、かかる質問に対して、会社は回答する義務を負っている（同条 2 項）。

監査役は、これらの情報に基づき監査役の署名または認証がされた監査報告書を作成しなければならない（213 条 3 項、215 条）。監査役は、定時株主総会に出席し、監査報告書に基づき報告を行う義務がある。

当該監査役、または報告書などに署名または認証を行った者で、これらの義務を怠った者は最大 1,000 タカの罰金に処せられる（219 条）。また、会社がこれらの義務の履行を怠った場合、会社および役員は最大 1,000 タカの罰金に処せられる（218 条）。

5 監査役の報酬

監査役の報酬は、原則として株主総会普通決議により決定され、具体的な報酬額または決定方法が株主総会で決定される。ただし、監査役が株主総会普通決議ではなく、取締役会またはバングラデシュ政府により選任された場合²⁴には、それぞれの選任者により決定される（210 条 10 項）。

第4 秘書役

バングラデシュでは、秘書役（company secretary）と呼ばれる日本には存在しない機関が存在する（2 条(u)）。上場株式会社を除き、秘書役の設置は義務づけられていないが、バングラデシュでは実務上一般的に、すべての会社において秘書役を設置する。

秘書役に選任される者は、①秘書役協会登録者（Chartered Secretary）、②勅許会計士（Chartered Accounts）、③公認管理会計士（Cost Management Accountants）などの一定の要件を満たす者でなければならない。

²⁴ 定時株主総会で監査役が選任されない場合には、政府が監査役を選任するものとされている（210 条 4 項）。また、監査役が任期途中で辞任した場合には、次の定時株主総会までの間の臨時監査役を取締役会が選任できるとされている（210 条 7 項）。

秘書役は会社の管理役としての性格を持ち、株主総会、取締役等の各種議事録の作成、管理、株主名簿等の管理などの内部書類の作成管理など総務・法務に関する事項の管理を広く行う²⁵。

²⁵ 業務内容の一例として、①各種法定書類の商業登記所への提出、②株主総会および取締役会の議事録作成、③基本定款・附属定款等の会社関係規則の管理、④取締役の変更等の登記事項の商業登記所への届出、⑤株式名簿の管理等がある。

第5 その他

バングラデシュでは、上記のほかに、マネージャー（manager）、マネージング・エージェント（managing agent）という役職が存在する。これらの役職の設置は、会社法上義務付けられていないものの、バングラデシュでは設置される場合もある（ただし、日本企業の子会社で、非公開会社の場合にこれらの役職を設置する事例は少ない）。

マネージャーは、取締役会の管理、監督、指示に従い、会社の業務執行を行う個人であり（2条1項(k））、具体的な権限・責任については、マネージャーを任命する取締役会の決議で定められるのが通常である。公開会社または公開会社の子会社のマネージャーは、他の会社のマネージング・ディレクターを兼任することはできない（109条1項）。

マネージング・エージェントは、契約に基づき、取締役会の監督、指示に従い、会社の業務に関する管理を行う個人、または会社であり、具体的な権限・責任については、当該契約により決定される（2条1項(l））。

なお、マネージング・エージェントについては、公開会社または公開会社の子会社の場合には、以下の制限が存在する。すなわち、任期は最長10年間で、再任する場合でも20年間を超えることはできない（116条1項）。また、報酬は、会社の年間利益を基礎として算定され（119条1項(a））、報酬額を追加する場合には、株主総会特殊決議が必要である（119条2項）。さらに、取締役と同様、会社法上、マネージメント・エージェントへの貸付けの禁止（120条）の規定が存在する。

マネージャーおよびマネージング・エージェントが選任された場合は、株主に対して選任に係る契約を開示しなければならない（132条1項）²⁶。

なお、マネージャーおよびマネージング・エージェントは、取締役と同様に、会社法上、会社財産の所有権を不当に取得し、もしくは定款または会社法上規定されている目的以外の目的で会社財産を用いた場合の損害賠償責任を負う（398条）。

²⁶ 開示義務を怠った場合、上限5,000タカの罰則を支払わなければならない。

第5章 配当およびロイヤリティ

第1 利益配当

バングラデシュ会社法においては、配当の支払いに関する手続きおよび配当可能限度額に関する明示的な定めは存在しないが、バングラデシュにおいても、期末配当と中間配当を支払うことは可能である。

中間配当を行うには、取締役会においてその旨を決議した後、株主総会決議により当該中間配当の支払いが承認される必要がある。

期末配当を行うには、取締役会においてその旨を決議し、期末配当の金額を事業報告 (board report) に記載した上で、定時株主総会の承認を得る必要がある (184 条 1 項(c)) ²⁷。

なお、外国株主に対する配当金の国外送金は、認可銀行を通じて、バングラデシュ銀行の事前承認を得ることなく行うことができる²⁸。具体的には、配当金に関連する事業年度の監査済財務諸表や、当該配当に係る源泉税が控除されている旨の監査人の証明書などの書類を認可銀行に提出し、認可銀行の確認を得ることが必要となる。なお、これらの書類は、配当の支払いから 1 ヶ月以内に認可銀行からバングラデシュ銀行に送付され、同銀行による事後的な確認がなされる。

第2 ロイヤリティ

バングラデシュ会社法上、ロイヤリティ、技術料／技術支援料に関する規定は存在しないものの、外国為替規制法および外国為替取引ガイドラインにおいて、ロイヤリティ、技術料／技術支援料の本国への送金に関する規定が定められている。

1947 年外国為替規制法および外国為替取引ガイドライン²⁹においては、バングラデシュ銀行の事前承認を要さないロイヤリティ、技術料／技術支援料の支払額の上限は、前年度売上高の 6% (新プロジェクトについて輸入機材の費用の 6%) までとされており、これを超える金額の送金には、BOI の事前承認が必要とされる。

²⁷ 利益配当に関する株主総会決議は、いずれも、附属定款に特段の定めがない限り、普通決議で足りるものと解されている。

²⁸ 外国為替取引ガイドライン 1 巻 10 章 31 項。

²⁹ 同ガイドライン 1 巻 10 章 25 項。

また、かかる金額の範囲内であっても、送金の根拠となる技術支援契約などの契約を締結し、送金取扱銀行に提出する必要がある。

第 6 章 会社法に基づく文書の作成・備置

第1 書類作成・備置義務

バングラデシュ会社法においても、会社は、様々な書類を作成、備置する義務を負う。これらの義務に違反した場合には、取締役など、一定の者に対して罰金または懲役が課される可能性がある。

以下では、バングラデシュ会社法において、作成、備置が要求される書類について概説する。なお、会社の事業内容によっては、個別の業法などにより、追加的な書類の作成、備置義務が課せられている可能性がある点に留意されたい。

なお、保管書類を電磁的記録により保管することは認められていない。

第2 作成・備置すべき主な書類

1 会計帳簿・計算書類

バングラデシュ会社法上、会社は、貸借対照表、損益計算書などの計算書類を毎会計年度毎に作成し³⁰、監査人の監査を受けた上で、定時株主総会においてその内容を報告しなければならない（183 条 1 項、3 項）。また、取締役会は、当該会計年度の会社の事業の状況、準備金組入額、配当支払額、当該事業年度の会社の財務状況に影響を及ぼす重大な変化などを記載した事業報告を作成し、計算書類に添付しなければならない（184 条 1 項）。

計算書類およびその添付書類は、定時株主総会の招集通知と共に株主に送付されなければならないほか（191 条 1 項）、定時株主総会の 14 日以上前から、登記上の事務所で備置しなければならない（183 条 6 項）。

なお、公開会社の計算書類およびその添付書類は、定時株主総会で議決権を行使することができない株主であっても、会社の費用でその写しを交付するよう請求することができ、その他の第三者であっても、10 タカの手数料を支払えば、その写しの交付を請求できるが（191 条 2 項）、非

³⁰ 計算書類は、取締役会で承認した上で、マネージング・エージェント、マネージャーまたは秘書役およびマネージング・ディレクター1人を含む2人以上の取締役により署名されなければならない（189 条 1 項、3 項）。

公開会社の計算書類およびその添付書類について、上記請求をすることはできない（同条 5 項）。

会計帳簿は、登記上の事務所で保管されなければならない（181 条 3 項）。会計帳簿の保存期間は毎会計年度末から少なくとも 12 年³¹とされており、関連する証憑とともに良好な状態で適切に保存しなければならない（同条 5 項）。この義務に違反した場合、監査役を除くマネージング・ディレクター、マネージャー等の役員など一定の者は、6 ヶ月以下の懲役または/および 5,000 タカ以下の罰金が課される可能性がある（同条 6 項および 7 項）。

バングラデシュ会社法では、会計帳簿の保管場所に関して例外規定を設けており、取締役会による決定により、会計帳簿の一部または全部について、6 ヶ月を上限として、取締役会が定めるバングラデシュ国内の別の場所に保管することが可能である。そのような取締役会の決定がなされた場合、商業登記所に対し、会社は当該決定から 7 日以内に会計帳簿の保管場所の所在を通知しなければならない（181 条 3 項）。

商業登記所その他の官公庁職員(Government officer)はいつでもこれらの会計帳簿および関連書類を検査することができる（182 条 1 項）。

2 各種議事録

会社は、株主総会および取締役会の議事録を作成し、その登記上の事務所に備置しなければならない（89 条 1 項、4 項）。株主は、会社が定款または株主総会決議で合理的な範囲で別段の定めをする場合にはかかる定め³²に従い、会社の営業時間内は、無償で当該議事録の閲覧をすることができる（同条 4 項）。また、株主は、株主総会または取締役会の開催日から 14 日後以降は、7 日前の事前通知をすることで、会社に対して、100 語当たり 10 タカ以内の手数料を支払い、議事録の写しを請求することもできる（同条 5 項）。

³¹ 設立後 12 年間を経過していない場合、全期間の会計帳簿および関連する証憑を保存しなければならない。

³² 閲覧可能とする時間は、少なくとも営業時間の 2 時間を確保すれば足りるとされている。

第3 その他作成・備置すべき書類

その他、バングラデシュ会社法上、作成・備置が要請されている主な書類は以下のとおりである。

書類の種類	根拠条文	備考（作成時期等）
株主名簿 (Register of member)	34 条、41 条	随時作成・更新
株主インデックス ³³ (index of members)	35 条、41 条	株主の変更後 14 日以内に随時更新 なお、50 人超の株主を有する会社に株主インデックスの作成義務あり
年次株主名簿 ³⁴ (Annual list of members)	36 条	設立後 18 ヶ月以内に作成・各事業年度ごとに更新
取締役、マネージャー、マネージング・エージェントの名簿 (Register of directors, managers and managing agents)	115 条 1 項	随時作成・更新
取締役の利益相反取引の記録	130 条 3 項	随時作成・更新
担保権設定証書 (instrument creating any mortgage or charge)	168 条、175 条	随時作成・更新
社債権者名簿 (Register of debenture holders)	176 条	随時作成・更新
監査報告書 (auditors report)	213 条	事業年度毎に作成

³³ 株主の氏名または名称を記載したインデックスである。

³⁴ 各事業年度ごとの定時株主総会時点における株主を記載する。

第 7 章 組織再編

バングラデシュ会社法において、明文で認められた組織再編は、裁判所が関与するスキームオブアレンジメント (Scheme of Arrangement) のみである。

スキームオブアレンジメントは、他の英国法系の国と同様、裁判所の承認などを条件に、柔軟な組織再編などを認めるものである。スキームオブアレンジメントを実施するためには、株主の総議決権の 4 分の 3 以上の議決権を有する株主および債権額比率で 4 分の 3 以上の債権者の承諾を得るとともに、裁判所による承認を得る必要がある (228 条、229 条)。

スキームオブアレンジメントは、裁判所による承認を得た後、商業登記所に登記されることで効力が発生する (228 条 3 項)。

スキームオブアレンジメントの効力が発生すると、当該効力は、全株主、全債権者および関連当事者に対する拘束力を持つ。当該会社再編案に従い、合併消滅会社および合併存続会社は、再編案の履行に必要な手続きを実施する。具体的には、例えば各会社の契約関係、従業員の雇用継続が行われ、登記やその他の政府による認可などについても承継される。

ただし、会社法に基づく組織再編などの当事者となることができるのは、会社法に基づき登録されている会社とされ、外国会社はこれに含まれないことから、現行会社法のもとでは、外国会社を直接の当事者とする合併などによりバングラデシュの会社と統合などを行うことはできない点に留意が必要である。

このほか、バングラデシュにおいても、事業譲渡 (sale or dispose of undertaking) を行うことは可能である。事業譲渡を行なう場合、取締役会決議に加えて、株主総会における承認が必要である (107 条(a))。事業譲渡の場合にそのほかに必要となる手続きは事業譲渡契約の内容によって決せられることとなる。また、譲渡対象となる資産について、個別の移転手続きも必要となる。

以上で概説した点を含め、バングラデシュにおいて実務上採り得る M&A の手法を比較すると、以下のとおりとなる。

	株式譲渡	合併	事業譲渡	資産譲渡
会社法上の規定	あり	あり	あり	なし
買収対象	会社全体	会社全体	会社の一部	会社の一部
簿外債務の承継リスク	株主有限責任の範囲であり	あり	なし	なし
裁判所の許可	不要	必要	不要	不要
契約関係の承継	あり (Change of Control 条項ない限り個別同意は不要)	あり (Change of Control 条項ない限り個別同意は不要)	個別の同意が必要	個別の同意が必要
従業員の承継 ³⁵	可	可	可	不可
所要時間	短い	長い（裁判所の許可）	比較的短い（個別の同意取得）	比較的短い（個別の同意取得）

³⁵ ただし、バングラデシュ労働法（Bangladesh Labor Act 2006）および修正バングラデシュ労働法（Bangladesh Labor Amended Act 2013）において特段の規定は存しない。

第 8 章 清算

第1 概要

バングラデシュ会社法上、会社の清算の方法については①裁判所による清算、②任意清算、③裁判所監督による清算の 3 種類が規定されている（234 条）。①裁判所による清算は、裁判所が、清算人を選任し、強制的に会社の清算を行う手続きである。②任意清算は、裁判所を介さずに会社の清算を行う手続きであり、清算手続きを主導する主体ごとに、株主による任意清算と債権者による任意清算に分類される。③裁判所の監督下における清算は、任意清算が開始した後、債権者や投資家の申請を受けて、裁判所の監督のもと任意清算を行う手続きである。

いずれの手続きにおいても、清算人が選任され、清算人が原則として会社の清算手続きを行う。清算人は、会社の動産または不動産の公的競売または任意売却、その他会社の清算または資産分配に必要な一切の行為を行う権限が認められている（262 条(c)）。会社は、清算手続き開始後は、清算人への通知なしに財産を譲渡等できない。

第2 各手続きの特徴

1 裁判所による清算の手続き

(1) 概要

裁判所による清算は、一定の要件を満たす申立人による申立て後、一定の条件を満たす場合に、裁判所の決定により強制的に清算手続きを開始する手続きである。清算事務の実施主体は清算人であるが、清算手続き中の会社も法人格を有する。そのため清算が取消される場合には、会社はその管理処分権限を取り戻す。最終的に決定された清算命令は撤回不可能であり、清算手続きを中止したい場合は、清算の差止命令を申請しなければならない（253 条）。

裁判所による会社の清算は、下記のいずれかの事由に該当する場合に行われる（241 条(i)ないし(vi)）。

- ① 裁判所による清算を行う旨の特別決議がなされた場合
- ② 設立報告書（statutory report）の提出を怠った場合または創立株主総会を開催しなかった場合
- ③ 会社が設立以降 1 年以内に事業を開始しない場合、または 1 年以上会社の事業が行われない場合
- ④ 最低株主数（非公開会社について 2 名、公開会社について 7 名）を下回った場合
- ⑤ 債務の弁済ができなくなった場合
- ⑥ その他裁判所が会社の解散が正当かつ衡平（just and equitable）であると判断した場合

（2）手続き

会社の清算申立ては、会社、債権者または出資者が、裁判所に対して、清算の申立書を提出することにより行われる（245 条）。また、商業登記所に開示された貸借対照表または会社財産検査人の調査報告書などにより、会社が債務を弁済できないと判断されるときは、商業登記所により清算の申立がなされる場合もある。裁判所による会社の清算手続きは、清算申立てが裁判所に提出された時点で開始されたものとみなされる（247 条）。裁判所は、清算手続きの開始後、当該会社、債権者または出資者の申立てにより、保全命令を出すことができる（248 条）。裁判所は、申立人および会社に対する審問を経て、清算申立ての取消、条件付きまたは無条件での審問期間の延期、必要に応じた命令、または清算決定の命令を出すことができる（249 条 1 項）。

裁判所が清算命令をした場合、かかる命令は、当該命令から 30 日以内に、商業登記所に対して提出されなければならない（252 条）。

裁判所は、清算事務を行わせるために、一人または複数の公式清算人（official liquidator）を選任することができる（255 条 1 項）。公式清算人は当該会社のすべての財産を管理しなければならない、会社の財産および効果は裁判所に管理処分権が帰属するものとみなされる（260 条 1 項および 2 項）。

取締役その他会社の財務状況についての責任を有する一定の者は、裁判所による清算命令または清算人就任の通知があった日から原則として 21 日以内に、清算人に対して、会社の資産や債務、債権者の詳細を記載した

報告書（以下、便宜上「財産状況報告書」という。）を提出しなければならない（258条1項ないし3項）。

公式清算人は、清算命令の日から1ヶ月以内に債権者集会を開催し、債権者など12人以内で構成され、公式清算人の調査、管理を監督する調査委員会の設置を諮らなければならない（261条1項）。

公式清算人は裁判所に対し、財産状況報告書を受領後実務上可能な限り速やかに、原則として120日以内（裁判所の承認を得た場合には160日以内）に、清算対象会社の資産・負債などについての仮報告書を提出しなければならない（259条1項）。

公式清算人は、会社法の規定に従い、自己の判断により会社の資産を管理運営し、債権者に対して弁済しなければならない（266条1項）。公式清算人は、債権者および出資者の意向に従わなければならないが、調査委員会の決定と債権者または出資者の集会による決議が相反する場合には、後者を重視しなければならない（266条1項）。公式清算人は、債権者または出資者の意向を確認する必要がある場合には、債権者または出資者による集会を招集しなければならない。なお、債権者または出資者による集会は、全債権額または出資額の10分の1を有する者による書面での要請がある場合には、いつでも開催される（266条2項）。

裁判所は、清算手続き開始後、直ちに出資者の名簿を作成し、引当となる会社の財産を確保することができる（267条1項）。裁判所は、会社の引当財産が不足していると判断した場合には、出資義務を負う出資者に対して追加で出資を求めることができる（270条1項）。

清算人による残余財産の処分、分配が完了し、清算手続きの終了後、裁判所が、清算終了決定を行ない、当該決定により、会社の解散手続きは完了する（277条1項）。公式清算人は、かかる清算終了決定の日から15日以内に商業登記所に対してその旨を報告しなければならない（277条2項）。

2 任意清算の手続き

(1) 概要

任意清算は、裁判所の関与を経ずに株主または債権者が主体となって会社を清算する手続きである。任意清算の際に適用される一般規定は286

条ないし 290 条および 306 条ないし 315 条であり、下記記載の場合に、任意清算が行われる。

- ① 附属定款で定めた会社の存続期間が満了した場合、附属定款で定めた解散事由（**dissolution of the company**）が発生し、かつ、株主総会において任意清算の普通決議がされた場合
- ② 株主総会の特殊決議により会社の任意清算を決定した場合
- ③ 債務超過により事業継続が困難となり、清算が望ましいと株主総会特別決議により決定した場合

任意清算には、株主による任意清算（**members' voluntary winding up**）と、債権者による任意清算（**creditors' voluntary winding up**）があり、前者は、291 条ないし 296 条に、後者は 297 条ないし 305 条に詳細な規定が置かれている。

株主による任意清算は、債権者による任意清算に比べて、株主が比較的自由に清算手続きを進めることが可能とされている。株主による任意清算を行うためには、任意清算を決議する株主総会の招集に先立ち、取締役会（取締役が 1 名の場合、当該取締役）において、債務の弁済見込みに関する宣誓供述書（**affidavit**）により、会社の事業・財務状況について完全な確認を行った上で、清算開始から 3 年以内に債務を完済することができることの宣言をする必要がある（290 条 1 項）。かかる宣言は、監査人による報告書の裏付けのあるものでなければならず、また、会社登記所に登記される必要がある（同条 2 項）。

上記の債務の弁済見込みに関する宣誓供述書による宣言が行われずに開始される任意清算は、債権者による任意清算として取り扱われる（290 条 3 項）。

株主による任意清算であっても、債権者による任意清算であっても、任意清算は任意清算を承認する株主総会決議時に開始するものとみなされる（287 条）。任意清算を決議した会社は、株主総会決議の日から 10 日以内に、官報および新聞においてその旨を公告しなければならない（289 条 1 項）。

株主による任意清算は、支払不能ではない会社が事業を清算する必要がある場合に用いられる方法であり、日本企業のバングラデシュ子会社を清算する場合には、通常、任意清算の方法が用いられるものと思われる。他

方、債権者による任意清算は、通常、支払不能または債務超過により事業継続が困難となったような会社が行うものであり、清算人の選任についても債権者の意向が優先される（299 条）。

（2）株主による任意清算

株主による任意清算の手続きを行う場合、当該会社は、株主総会普通決議により、清算人（liquidator）を選任し、清算人の報酬額を決定する（292 条 1 項）。かかる株主総会決議は、通常、任意清算開始を決議する株主総会において同時に行われる。清算人の選任後は、会社が株主総会決議によりまたは清算人の決定により別途定められない限り、取締役会はすべての権限を喪失する（同条 2 項）。

清算人は、清算事務を遂行し、清算手続きが 1 年間超継続する場合には、清算手続き開始の 1 年後以降、毎年、株主総会を開催し、清算事務の状況を報告しなければならない（295 条 1 項）。

また、清算人は、清算事務の終了後、速やかに清算事務の状況および資産の処分状況などを記載した清算処理の報告書を作成し、1 ヶ月以上の招集期間を定めて株主総会を開催し、株主総会においてその内容を報告しなければならない（296 条 1 項）。清算人は、当該株主総会開催後、1 週間以内に、商業登記所に対し、当該報告書および株主総会議事録を提出しなければならない（同条 3 項）。当該会社は、原則として、最終株主総会に関する報告書の提出から 3 ヶ月後に清算が完了したものとみなされる（同条 4 項）³⁶。

なお、残余財産があれば、株主に対して持株比率に応じて分配されることになる（307 条）。

（3）債権者による任意清算

債権者による任意清算の手続きを行う場合（すなわち、取締役会による前記(1)の債務の弁済見込みに関する宣誓供述書による宣言が行われずに開始される任意清算の場合）、当該会社は、任意清算を決議する株主総会

³⁶ ただし、裁判所は、清算人またはその他の裁判所が利害関係があると認めた第三者の申立てにより、会社の清算時期を別途定めることができる（296 条 4 項但書）。

の招集通知の発送と同時に、かかる株主総会と同日またはその翌日を開催日とする債権者集会の招集を行わなければならない（298 条）。債権者集会の招集通知は、個別通知に加え、官報および新聞における公告も必要となる（289 条 1 項、298 条 2 項）。

当該会社の取締役は、債権者集会の前に会社の状況、債権者リスト、債権額を記載した文書を作成し、債権者集会に提出しなければならない（298 条 3 項(a)）。

債権者集会において、債権者は、清算人を選任することができる。株主総会と債権者集会とで別の者を選任した場合には、債権者集会で任命された者が清算人となる（299 条）³⁷。債権者集会において、必要と認める場合には、清算人に加えて、5 名以下で構成される調査委員会を設置することもできる（300 条）。清算人の報酬は、かかる調査委員会が設置された場合には調査委員会により、そのほかの場合には債権者集会により定められる（301 条 1 項）。清算人の選任後は、調査委員会または調査委員会が設置されていない場合には債権者集会により別途定められない限り、取締役会はずべての権限を喪失する（同条 2 項）。

その後の手続きは、債権者集会の開催が必要となる点を除き、基本的には株主による任意清算と同様であり、清算人は、清算事務を遂行し、清算手続きが 1 年間超継続する場合には、清算手続き開始の 1 年後以降、毎年、株主総会および債権者集会を開催し、清算事務の状況を報告しなければならない（304 条 1 項）。

また、清算人は、清算事務の終了後、速やかに清算事務の状況および資産の処分状況などを記載した清算処理の報告書を作成し、1 ヶ月以上の招集期間を定めて株主総会および債権者集会を開催し、株主総会および債権者集会においてその内容を報告しなければならない（305 条 1 項）。清算人は、当該株主総会および債権者集会開催後、1 週間以内に、商業登記所に対し、当該報告書および株主総会議事録を提出しなければならない（同条 3 項）。当該会社は、原則として、最終株主総会および債権者集会に関する報告書の提出から 3 ヶ月後に清算が完了したものとみなされる（同条 4 項）³⁸。

³⁷ 取締役、株主または債権者は、債権者により選任された清算人について異義がある場合には、7 日以内に裁判所に対して異議申立てを行うことができる（299 条但書）。

³⁸ ただし、裁判所は、清算人またはその他の裁判所が利害関係があると認めた第三者の申立てにより、会社の清算時期を別途定めることができる（305 条 4 項但書）。

3 裁判所の監督下における手続き

上記 2 の任意清算手続き中に、株主または債権者による申立てがあった場合には、裁判所は当該申立てを検討の上、裁判所の監督下で任意清算を行う旨の命令を出すことができる（316 条）。裁判所は、かかる場合、追加の清算人の選任その他必要な命令を出すことができる（319 条ないし 321 条）。